

乙第60号証の3

令和元年度
年次報告

個人情報保護委員会

第1章 委員会の組織等及び所掌事務

第1節 委員会設置の経緯

1 特定個人情報保護委員会の設置

平成25年5月31日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）が公布された。この法律により、国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）を付番し、複数の機関において保有している同一人の情報を紐付けることで、社会保障制度、税制及び災害対策に関する行政分野において、効率的な情報の管理及び利用を可能とするマイナンバー制度が導入されるとともに、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保するための保護措置の一環として、平成26年1月1日に特定個人情報保護委員会が設置された。

2 個人情報保護委員会の設置

特定個人情報以外の個人情報については、従来、消費者庁が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を所管し、各主務大臣がその所管する事業分野の個人情報取扱事業者に対して個人情報保護法に基づく監視・監督を行ってきた。他方で、欧州諸国やアジア諸国等では、プライバシーや個人情報の保護を担当する独立した監督機関を設置している例が多く、組織面での国際的な整合性をとる必要があった。

こうしたことも踏まえ、平成27年9月に成立した個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「平成27年改正法」という。）によって個人情報保護法及びマイナンバー法が改正され、平成28年1月1日に、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管するほか、改組前の特定個人情報保護委員会が担っていた全ての所掌事務を引き継いでいる。また、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法が全面施行された平成29年5月30日以降は、改正前の個人情報保護法に基づき各主務大臣が行使していた監督権限を一元的に所掌することとなった。

第2節 委員会の組織等

委員会は、事業分野を問わず個人情報を取り扱う全ての民間事業者等に対し個人情報保護法に基づく監視・監督を行う（平成29年5月30日以降）とともに、特定個人情報を保有する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対しマイナンバー法に基づく監視・監督を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づく内閣府の外局である合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（個人情報保護法第63条第3項）、その職権行使の際の独立性が明示的に定められている（個人情報保護法第62条）。

1 組織

委員会は、委員長及び委員 8 人で構成され、任期は 5 年（ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間）である（個人情報保護法第 63 条第 1 項及び第 64 条第 1 項）。令和 2 年 3 月 31 日現在における委員長及び委員は、丹野美絵子委員長（元独立行政法人国民生活センター理事）、熊澤春陽委員（元株式会社日本経済社執行役員経営企画室長）、小川克彦委員（元慶應義塾大学環境情報学部教授）、中村玲子委員（元政策研究大学院大学政策研究科教授）、大島周平委員（元出光タンカー株式会社代表取締役社長）、加藤久和委員（明治大学政治経済学部教授）、大滝精一委員（学校法人至善館 理事 副学長）、宮井真千子委員（パナソニック株式会社客員）及び藤原静雄委員（中央大学大学院法務研究科教授）である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 3 第 1 項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとされている（個人情報保護法第 63 条第 4 項）。

また、委員長及び委員については、独立した職権行使を保障するための身分保障の規定が設けられている（個人情報保護法第 65 条）。

さらに、委員会には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとされており（個人情報保護法第 69 条第 1 項）、令和 2 年 3 月 31 日現在において 5 人の専門委員が置かれている。

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており（個人情報保護法第 70 条）、令和元年度末の定員は 131 人となっている。事務局には、令和 2 年 4 月 1 日現在において事務局長のほか次長、審議官、総務課及び参事官 5 人が置かれている。

2 予算

令和元年度の委員会の予算額（補正後）は、34 億 9,560 万円となっている。

3 組織理念

委員会は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」を任務としている（個人情報保護法第 60 条）。この任務を十分認識し職務を遂行するため、平成 28 年 2 月に組織理念を決定し、その後平成 27 年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行（平成 29 年 5 月 30 日）により委員会の所掌事務が拡大すること等を受け、平成 29 年 5 月 12 日に組織理念を一部変更した。

また、個人情報を取り巻く環境に大きな変化が生じてきたこと等を踏まえ、平成 31 年 2 月 5 日に組織理念を一部変更した（図 1）。新たな組織理念は、①個人データをめぐる状況の変化に対する適切な対応、②個人情報の取扱状況等を的確に把握し機動的に対応する監督、③安全で自由な個人データの流通促進に向けたグローバルなイニシアティブ、④特定個人情報の安心・安全の確保に向けた取組、⑤多様な主体に対する分かりやすい情報発信、⑥最先端の技術や国際的な連携に対してより円滑に対応できる体制の整備の 6 つの項目から構成されている。